

○金融庁告示第 号  
農林水産省

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年金融庁告示第三号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象

規定」という。ハは、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>「条を削る。」</p>	<p>（会社が特定承継会社等の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準）</p> <p><b>第十六条</b> 法第十六条の第二十一項の会社が特定承継会社等又は特定承継会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法第十六条の第二十一項及び第五十二条の二十三第十項並びに銀行法施行規則第十七条の第二項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書並びに第三十四条の十六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準（平成十四年金融庁告示第三十四号）の規定を準用する。</p> <p>（特定承継会社等の営む業務のために営む業務に関する基準）</p> <p><b>第十七条</b> 規則第十七条の第二項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該特定承継会社又はその子会社等（当該特定承継会社の特定子銀行（規則第十七条の二第四項第一号に規定する特定子銀行をいう。）又は当該特定承継会社の銀行集団（同項第二号に規定する銀行集団をいう。）をいう。）の営む業務のために営</p>

「条を削る。」

むものである場合 前条において準用する銀行法第十六条の第二十一項及び第五十二条の二十三第十項並びに銀行法施行規則第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書並びに第三十四条の十六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準第二号第一項第一号及び第二号に掲げる要件の全てを満たしていること。

二 当該特定承継会社に係る集団（規則第十七条の二第四項第四号に規定する者をいう。）の営む業務のために営むものである場合 前条において準用する銀行法第十六条の第二十一項及び第五十二条の二十三第十項並びに銀行法施行規則第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書並びに第三十四条の十六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準第二号第二項第一号及び第二号に掲げる要件の全てを満たしていること。

第十八条〜第二十五条 「同上」

（特定承継会社等の報酬等に関する開示事項）

第二十六条 「同上」

第十六条〜第二十四条 「略」

（特定承継会社等の報酬等に関する開示事項）

第二十五条 「略」

<p>2 特定承継会社が子会社等（規則第十九条の三第一号に規定する子会社等をいう。）を有する場合における規則第十九条の五第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 対象役員及び対象従業員等（特定承継会社の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第一項第三十号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、特定承継会社又はその主要な連結子法人等から高額報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定承継会社若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受け取る者のうち、特定承継会社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>第二十六条・第二十七条 「略」</p>	<p>2 「同上」</p> <p>一 対象役員及び対象従業員等（特定承継会社の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第一項第二十号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、特定承継会社又はその主要な連結子法人等から高額報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定承継会社若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受け取る者のうち、特定承継会社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>第二十七条・第二十八条 「同上」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。